

令和6年度 天塩町空き家解体撤去補助金について

天塩町では、町内にある空き家の解体撤去に要する費用について、補助金を交付します。

補助対象となる空き家

- (1) 個人が所有し、所有権以外の権利設定がされていない。
- (2) 所有者が複数の場合は、全員の同意が得られている。
- (3) 当該空き家を取得して1年以上経過している。
- (4) 公共事業の補償対象になっていない。
- (5) 火災保険等の保険金給付の対象になっていない。

補助対象者

- (1) 登記簿（未登記家屋は固定資産税課税台帳）に記載の空き家の所有者
 - (2) 所有者が死亡している場合は、相続人
 - (3) 町税及び町に納める公共料金に滞納がない者
 - (4) 暴力団員の構成員でない者
- ※ 現在、天塩町外に居住している人も対象になります。

補助対象となる経費

- (1) 資格を有する町内の業者に依頼する空き家とその敷地にある簡易な物置、車庫、門、塀、立木等の全てを解体撤去し、整地に要する経費
 - (2) 併用住宅の場合は、全体の経費を建物全体の面積から居住用部分の面積で按分
 - (3) 空き家の解体撤去に着手していないもの
- ※ 家具・家財等の物品の処分費は対象外です。

補助金の交付額

補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

問合せ先

天塩町役場 住民課 住民振興係
電話 01632 - 9 - 7750